

福岡県大牟田市の
保険医療機関、保険薬局及び訪問看護ステーションの皆様へ

平成30年10月診療分(11月請求分)から熊本県荒尾市の「地方単独医療費助成事業」医療証で大牟田市医療機関等が受診できるようになります。

医療機関等の皆様には、熊本県荒尾市が実施する「医療費助成事業」の子ども医療費助成の受給者(被用者保険)の方が受診された際には、被用者保険と医療費助成事業の併用レセプトにて**社会保険診療報酬支払基金福岡支部**へ請求していただくこととなります。

【熊本県荒尾市が実施する医療費助成事業】

○子ども医療費助成制度(実施機関番号:80.43.004.4)

詳しい助成内容については別紙のとおりとなっております。

本件に関するお問い合わせ先

- 社会保険診療報酬支払基金熊本支部事業管理課 中川・村島・黒木
TEL 096 - 364 - 0316 (ダイヤル) 内線122・123・120
- 社会保険診療報酬支払基金福岡支部事業管理課 吉武
TEL 092 - 473 - 6616 (ダイヤル) 内線303

荒尾市の受託内容

実施主体	区分	実施機関番号	対象者	自己負担		対象 医療機関等	受託年月
				入院	入院外		
荒尾市	子ども	80.43.004.4	*満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、入院は対象外とする。)	/	満9歳に達する日以後の最初の3月31日まで: 自己負担なし 満9歳に達する日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで: 1月1医療機関・薬局毎に 上限500円の自己負担	熊本県内の 医療機関 及び 福岡県大牟田市の 医療機関	平成30年 10月診療分

食事療養費は対象外